

# 男女が平等に生きることのできる 社会をめざして



## 「人権」とは何でしょうか？

私たちは、だれもが平和で、  
自由と平等が約束された社会を築き、  
心豊かに幸せに暮らし、  
生きていることがすばらしいと思える人生を送りたいと願っています。

人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、  
それぞれの幸福を追求するために欠かすことのできない権利であり、  
人間が人間らしく生きるために生まれながらに持つ権利です。

しかし、日ごろ私たちは、  
人権の大切さについて  
気付かずに過ごしてしまいがちです。

人権とは、  
傷つけても、傷つけられてもいいない  
とても大切なもののものです。  
そして、それは  
日常の思いやりの心で簡単に守られるものでもあります。

…………あなたも身近なことから人権について考えてみませんか。

# 坂井市男女共同参画推進条例のあらまし

「坂井市男女共同参画推進条例」が平成19年4月1日から施行されました

## どうして条例が作られたの？

私たちの生活の中には「男は仕事・女は家庭」「男だから・女だから」といった性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会の慣習やしきたりなどが、まだ見られ、それが男女の自由な活動の妨げになる要因のひとつとなっています。

坂井市においても、さまざまな産業が盛んで、女性が重要な労働の担い手になっている一方で、家事、育児、介護は主に女性の役割だと考える人が少なくありません。

性別の違いによる差別をなくし、一人ひとりが人として互いに大切にし合う社会、さらに、男女が平等に家庭・地域・職場など、社会のあらゆる分野で参画することができる社会の実現をめざして、この条例が作られました。

## まほうのことば

相手への感謝や思いやりの言葉が、より良い人間関係、家族関係、社会をつくります。

- \* ありがとう！
- \* うれしいわ！
- \* たすかるよ！



## 11月は「推進期間」

坂井市では、男女共同参画について関心と理解を深めるための取り組みを積極的に行うため、推進期間を定めました。



## 私たちの責務

### 市は

- 基本理念に従い、推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 市民・事業者・国・県及び他の地方公共団体と協力し、連携を図ります。

### 市民のみなさんは

- 家庭・職場・地域・学校などあらゆる分野において、男女共同参画を推進しましょう。
- 市が行う施策に協力しましょう。

### 事業者のみなさんは

- 事業活動の中で、男女共同参画を推進しましょう。
- 市が行う施策に協力しましょう。



### 男女の人権の尊重

男女それぞれの人権を尊重し、性別により差別しないようにしましょう。また、一人ひとりが個性と能力を発揮できるようにしましょう。

### 制度や慣行の見直し

「男だから」「女だから」という性別による役割分担の意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を見直しましょう。



### 政策・方針の立案・決定への平等な参画

男女は社会の対等なパートナーです。いろいろな方針決定に、企画の段階から共同して参画するようにしましょう。

## 男女共同参画を推進するための 6つの柱 (基本理念)

### 家庭生活と職業生活等との両立

男女があ互いに協力し、社会の支援も受け、子育てや介護など、家族としての役割を果たしながら、仕事や学校、地域などにおける活動と両立できるようにしましょう。

### 国際的協調

国際社会の一員として異文化を理解し、国際社会の動きにあわせて男女共同参画を推進しましょう。

### 性と生殖に関する健康と理解

お互いの性に関する知識と理解を深め、双方の意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を送れるようにしましょう。



## 禁止事項



### ●セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動。個人の生活環境を害すること。

### ●男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

### ●性別を理由とする差別的取り扱い

# 坂井市男女共同参画推進条例のしくみ

基本理念  
第3条

市の責務  
第4条

市民の責務  
第5条

事業者の責務  
第6条

性別による権利侵害の禁止  
第7条

公衆に表示する情報に関する制限  
第8条

必要な施策  
第9条～第14条

- ・基本計画の策定
- ・市民等への支援等
- ・広報活動
- ・推進期間の制定
- ・推進体制の整備等
- ・相談等の申出への対応

男女共同参画  
審議会

第15条～第17条

- ・男女共同参画の推進に関する事項を調査審議

## 男女共同参画社会の実現

発行 平成19年4月  
編集 坂井市総務部総務課

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1  
TEL(0776)66-1500/FAX(0776)66-4837  
E-mail:soumu@city.fukui-sakai.lg.jp